

斑鳩町財政健全化検討住民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 斑鳩町財政の健全化を図るため、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方等について提言を行うことを目的として、斑鳩町財政健全化検討住民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌する事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 町政運営における問題点の分析、課題解消に向けた財政運営の基本方針の検討
- (2) 町が実施する各種事業、施策にかかる方向性の検討
- (3) 住民と行政の役割分担等の検討
- (4) その他財政健全化にかかる必要事項の検討

(構成)

第3条 会議は、9人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び住民代表から町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 会議に会長1名、副会長1名を置く。会長、副会長は委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会議において、会長が必要であると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務を担当するため、事務局を企画財政課に設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。